市・県民税の申告受け付けは 2月17日（月）から 3月17日（月）まで

問 税務課　☎53-8412

次の日程で、令和６年分の所得に関する市・県民税の申告相談・受け付けを行います。
震災対応のため、引き続き**本年も出張申告（田鶴浜・中島・能登島会場）は、行いません。**

〇申告会場　市役所本庁２階 201 会議室
〇受付時間　9：00～11：30、13：00～16：30

受付日	対象地区名
2月17日（月）、18日（火）	西湊・石崎・和倉
2月19日（水）、20日（木）	御祓・高階
2月21日（金）	北大呑・崎山
2月24日（月・休）	休日申告（全地区）　※15：00まで
2月25日（火）	北大呑・崎山
2月26日（水）、27日（木）	袖ケ江・東湊
2月28日（金）、3月3日（月）	徳田・南大呑
3月4日（火）、5日（水）	矢田郷
3月6日（木）	中島（西岸・鉈打・熊木）
3月7日（金）	中島（中島・豊川・笠師保）
3月9日（日）	休日申告（全地区）　※15：00まで
3月10日（月）	能登島
3月11日（火）	田鶴浜（端・田鶴浜）
3月12日（水）	田鶴浜（赤蔵・相馬・金ヶ崎）
3月13日（木）	全地区
3月14日（金）、17日（月）	全地区

市・県民税の計算方法と税率

税額は均等割と所得割の合計額で、前年の所得に対して課税されます。この計算方法は県内一律です。

〇均等割額　市民税：3,000円、県民税：1,500円、森林環境税（国税）：1,000円
〇所得割額　次のとおり計算します。

前年中の所得金額 － 所得控除額 ⇒ 課税所得額

【市】 × 所得割税率（6%） － 税額控除 ⇒ 市民税所得割額

【県】 × 所得割税率（4%） － 税額控除 ⇒ 県民税所得割額

申告に必要なもの

- 税務署から発行される利用者識別番号が記載されている書類
  ※利用者識別番号をお持ちでない人は、国税庁(e-Tax)ホームページから取得できます。
- マイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類、運転免許証などの本人確認書類(申告者・扶養親族分)
- 令和6年中の収入が分かる書類、源泉徴収票(給与、年金)、収支内訳書
- 令和6年中に支払った国民年金保険料、生命保険料・地震保険料の支払証明書
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 令和6年中に支払った医療費通知書または医療費控除の明細書と保険で補てんされた金額が分かるもの
  ※医療費控除を受ける人はあらかじめ「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。
- 申告者本人の通帳など

利用者識別番号の取得はこちら

市・県民税申告書は郵便で提出できます

申告書に必要事項を記入し、申告に必要なもの(源泉徴収票や収支内訳書など)を同封して郵送ください。
提出された資料は返却できませんのでご注意ください。

【郵送先】〒926-0046　七尾市神明町1番地　ミナ.クル2階　七尾市役所　税務課

※申告書は、税務課、本庁舎市民ロビー、田鶴浜・中島・能登島地区コミュニティセンターに設置しています。
市・県民税申告書や手引きは、市ホームページからダウンロードできます。

令和６年能登半島地震による雑損控除の申告は七尾税務署へ

震災で住宅や家財などに被害を受けた人は、確定申告で所得税法(地方税法)に定める雑損控除を適用し、所得税(市・県民税)の軽減を受けられる場合があります。
相談・申告は七尾税務署(☎52-3381)で受け付けしています。

税務署からのお知らせ

次の内容の申告相談は、七尾税務署へ

土地や建物、株式などの譲渡所得の確定申告、青色申告、住宅借入金等特別控除・雑損控除・亡くなった人の確定申告

※譲渡所得の申告相談および受け付けは指定日のみとなります。詳細は七尾税務署にお問い合わせください。

七尾税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は、LINEで事前発行できます。
なお、数には限りがあります。
確定申告の受付時間は、
平日9：00～16：00です。

国税庁LINEはこちら

スマホやパソコンでe-Tax申告(電子申告)はじめませんか？

自宅からe-Tax申告ができます。
送信方法は2通りです。

■マイナンバー方式(①、②が必要)
①マイナンバーカード
②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタ

■ID・パスワード方式(ID・パスワード方式の届出完了通知に記載の①、②が必要)
①ID(利用者識別番号)
②パスワード(暗証番号)

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー

※所得税の確定申告は、七尾税務署☎ 52-3381 におかけの上、「0」または「1」を選択してご相談ください。